

CO₂フリーメニュー個別要綱

（信州Greenでんき〔低圧〕）

2025年7月1日 実施

中部電力ミライズ株式会社

本 則

1 適 用

- (1) この個別要綱は、当社と低圧の需給契約（以下「需給契約」といいます。）を締結し、当社が別途定める個別要綱の「ポイントプラン」，「おとくプラン」，「とくとくプラン」，「スマートライフプラン」，「スマートライフプランforスマート・エアーズ」，「昼とくプラン」，「ビジとくプラン」，「3時間帯別電灯」，「時間帯別電灯」，「ピークシフト電灯」，「低圧季節別時間帯別電力」または「低圧高利用契約」のいずれか（以下「他の個別要綱」といいます。）の適用を受けているお客さまが、当社が提供する電気を当社の相対取引先である長野県内の水力発電所（以下「長野県内水力」といいます。）で発電された電気（以下「長野県産電気」といいます。）および長野県内水力から生じるCO₂排出量ゼロの価値（以下「環境価値」といいます。）を用いてCO₂排出量を調整したものとすることを希望し、当社がこれに応じて当該お客さまに長野県産電気およびCO₂排出量を調整したメニュー（以下「CO₂フリーメニュー」といいます。）を提供するときに適用される基本的な契約条項を規定したものであり、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
- (2) 当社は、長野県産電気の提供にあたり、当社が長野県内水力から調達した電気を活用するものといたします。この個別要綱において、長野県産とは長野県内水力で発電された電気が、4（電源構成）(1)で定める計画値の割合で供給される予定であることをもって、長野県由来であることをいいます。
- (3) 当社は、CO₂排出量の調整にあたり、当社が、長野県内水力のうち、固定価格買取制度の対象とならない電源から電気とあわせて調達した非化石証書を活用するものといたします。

ただし、当社は、長野県内水力から電気および非化石証書を調達できなくなった場合、長野県内水力以外から調達した電気および長野県外の固定価格買取制度の対象とならない再生可能エネルギー電源から電気とあわせて調達した非化石証書を活用し、CO₂フリーメニューを提供するものいたします。

- (4) この個別要綱は、基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。）および他の個別要綱と一体のものとし、かつ、当社とお客さまとの間の需給契約の一内容をなすものとして適用いたします。なお、基本要綱および他の個別要綱が変更された場合は、変更後の基本要綱および他の個別要綱によります。
- (5) この個別要綱に定める事項について、基本要綱または他の個別要綱に異なる定めがある場合は、当該事項については、基本要綱または他の個別要綱によらず、この個別要綱の規定を適用するものいたします。

2 個別要綱の変更

- (1) 当社は、法令もしくは基本要綱の変更その他の事情により、この個別要綱を変更する場合があります。なお、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は変更された税率にもとづきこの個別要綱を変更いたします。
- (2) 前項の場合、変更後の個別要綱は、変更前から個別要綱の適用を受けているお客さまに対しても、変更の日をもって適用するものいたします。
- (3) (1)の場合、(4)に定める場合を除き、当社が法令に定める供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を次のとおり行なうことを、あらかじめ承諾いただきます。

イ 供給条件および契約締結前の書面は、変更となる事項のみを、電磁的方法（お客さまに電子メールで送信する方法またはインターネット上の

当社ウェブサイトに掲載する方法等をいいます。) その他当社が適切と認める方法によりお客さまに説明および交付いたします。

ロ 契約締結後の書面は、当社の名称および住所、契約年月日、変更となる事項および供給地点特定番号のみを記載し、電磁的方法その他当社が適当と認めた方法により交付いたします。

(4) 当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合、契約締結前後の書面交付を行なうことなく、当該変更となる事項の概要のみを、電磁的方法その他当社が適当と認めた方法によりお客さまにお知らせいたします。

3 メニューの成立および適用期間

(1) CO₂フリーメニューは、お客さまの当該メニューへの申込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。なお、当該メニューへの申込みは、当社が提供する会員向けウェブサイトより受け付けます。

(2) CO₂フリーメニューの適用期間は、当該メニューの成立日直後の検針日（成立日からの期間が短い場合、さらに翌月の検針日とする場合があります。）から需給契約の消滅日までといたします。ただし、需給契約の契約期間が延長された場合、これに伴いCO₂フリーメニューの適用期間も延長するものといたします。

(3) お客さまは、この個別要綱の適用に際して、当社が法令に定める供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、原則として、2（個別要綱の変更）(3)、(4)に定める方法により行なうことをあらかじめ承諾していただきます。

(4) お客さまは、CO₂フリーメニューの適用を廃止することを希望する場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。当社は、当該申し出に応

じて、CO₂フリーメニューの適用を終了いたします。ただし、原則として廃止日は検針日とし、当社とお客さまの協議のうえ決定いたします。

4 電源構成

- (1) 当社は、CO₂フリーメニューの提供に先立ち、供給する電気について、お客さまの申込内容に従い、次の割合にもとづき長野県産電気の調達計画を策定し、電源種別ごとの構成比率の計画値を算定いたします。

イ 全量プランの場合

100%

ロ ハーフプランの場合

50%

- (2) 当社は、供給した電気の電源種別ごとの構成比率の実績値を算定いたします。

- (3) 当社は、(1)および(2)で算定した電源種別ごとの構成比率の計画値および実績値を、原則として当社ウェブサイトに掲載することにより、毎年お客さまにお知らせいたします。

5 非化石証書の使用状況

- (1) 当社は、CO₂フリーメニューの提供に先立ち、供給する電気に用いる環境価値について、お客さまの申込内容に従い、次の割合にもとづき長野県内水力に由来する非化石証書の調達計画を策定し、非化石証書の使用状況の計画値を算定いたします。

イ 全量プランの場合

100%

ロ ハーフプランの場合

50%

(2) 当社は、供給した電気に用いる環境価値について、非化石証書の使用状況の実績値を算定いたします。

(3) 当社は、(1)および(2)で算定した非化石証書の使用状況の計画値および実績値を、原則として当社ウェブサイトに掲載することにより、毎年お客さまにお知らせいたします。

6 料 金

他の個別要綱の規定にかかわらず、お客さまがこの個別要綱の適用を受ける場合の需給契約にかかる電力量料金単価は、他の個別要綱に規定された電力量料金単価に次のCO₂フリーオプション料金単価を加えた電力量料金単価といたします。

CO₂フリーオプション料金単価

(1) 全量プランの場合

1キロワット時につき	4円40銭
------------	-------

(2) ハーフプランの場合

1キロワット時につき	2円20銭
------------	-------

7 CO₂フリーメニューの実績電力量の算定

当社が実際に供給したCO₂フリーメニューの実績電力量の算定方法は次のとおりといたします。

(1) 全量プランの場合

基本要綱24（使用電力量の算定）で算定された料金の算定期間の使用電力量と同値といたします。

(2) ハーフプランの場合

基本要綱24（使用電力量の算定）で算定された料金の算定期間の使用電力量に50%を乗じて得た値といたします。ただし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

8 CO₂フリーメニューの提供中止

当社は、天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由の発生により本契約の全部または一部の履行が困難となった場合は、その提供を中止する場合があります。なお、この場合には、当社は、対象となるお客さまに対し、CO₂フリーメニューの提供を中止する日を事前にお知らせいたします。また、当社は、これによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。

附 則（実施期日）

この個別要綱は，2025年7月1日から実施いたします。